

荒川区東尾久におけるダイオキシン類土壤汚染対策地域の指定の考え方（案）

1 ダイオキシン類土壤汚染対策地域の範囲

ダイオキシン類対策特別措置法（以下、「法」という。）及び同法施行令では、次の要件に該当する地域を、ダイオキシン類土壤汚染対策地域（以下、「対策地域」という。）として指定することができるとしており、この要件に該当する地域を、対策地域として指定する。

- （１） ダイオキシン類による土壤の汚染の状況が環境基準（1,000pg-TEQ/g 以下）を満たさない地域
- （２） 人が立ち入ることができる地域（工場又は事業場の敷地の区域のうち、当該工場又は事業場に係る事業に従事する者以外の者が立ち入ることができないものを除く。）

2 対策地域の設定方法

対策地域は、「ダイオキシン類に係る土壤調査測定マニュアル（平成 21 年、環境省）」に基づき、「試料採取地点は概ね 1,000 m²につき 1 地点程度を原則とする」とされていることから、30m 間隔の格子で囲まれた範囲の中心を調査の代表地点とし、環境基準超過地点と近接する環境基準を満たす地点とを直線で結び、その中間点より垂線を引き、各垂線の交点で結ばれた範囲及び敷地境界によって構成される地域とした。